精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づ き厚生労働大臣が定める精神障害及び程度

昭和六十三年四月八日 厚生省告示第百二十四号 平成二十二年八月三十一日厚生労働省告示第三三四号 最終改正 平成二十六年二月十八日厚生労働省告示第三十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十七号)の施行に伴い、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第十八条第一項第三号の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度(昭和六十三年厚生省告示第百二十四号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に自ら入院した精神障害者については、この告示による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度本則の表は、適用しない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき 厚生労働大臣が定める精神障害及び程度

厚生労働大臣の定める精神障害	厚生労働大臣の定める程度
精神障害 (依存症に係るものに限る。)、児童・思春期精神障害、症状性若しくは器質性精神障害 (老年期	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定により入院した者(以下「措置入院者」という。)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により入院している者(以下「医療観察法入院対象者」という。)につき一例以上
統合失調症圏	措置入院者、法第三十三条第一項又は第三項の規定により入院した者(以下「医療保護入院者」という。)又は医療観察法入院対象者につき二例以上
躁うつ病圏	措置入院者、医療保護入院者又は医療観察法入院対象者 につき一例以上
中毒性精神障害(依存症に係るものに限る。)	措置入院者、医療保護入院者又は医療観察法入院対象者 につき一例以上
児童・思春期精神障害	自ら入院した精神障害者、措置入院者、医療保護入院者 又は医療観察法入院対象者につき一例以上

症状性又は器質性精神障害(老年期	措置入院者、医療保護入院者又は医療観察法入院対象者
認知症を除く。)	につき一例以上
	措置入院者、医療保護入院者又は医療観察法入院対象者 につき一例以上

(注)この表において「児童・思春期精神障害」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月 三十一日までの間にある者の精神障害をいう。